

第二次長野市文化芸術振興計画の 改定について

令和8年7月

長野市観光文化部文化芸術課

現行の第二次長野市文化芸術振興計画が、令和8年度をもって終了することに伴い、次期文化芸術振興計画の策定を行う。

1 次期計画策定の視点

●視点1

文化芸術・文化財の認知と活動の場の充実

●視点2

文化芸術・文化財を支える担い手の確保と育成

●視点3

他産業(観光分野等)との連携の推進



2 次期計画策定の意義 ※第二次計画の「計画の意義」

文化芸術は、

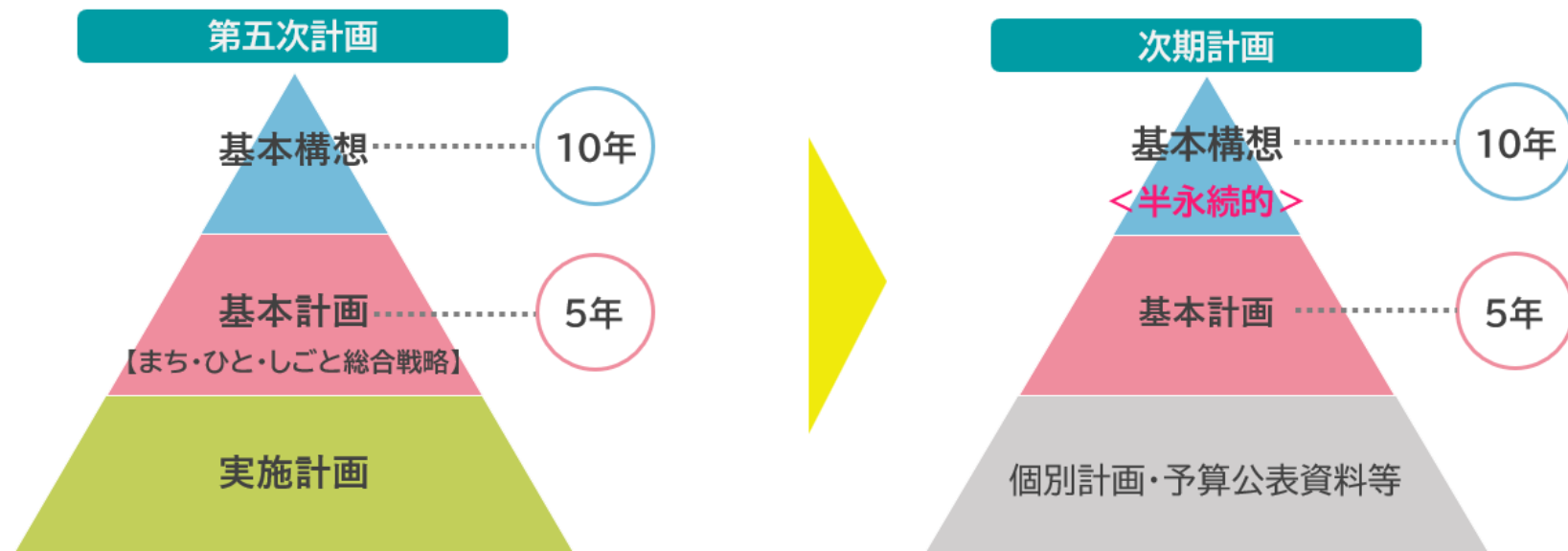
- (1)すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現する上で大切なもの
- (2)次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさや温もりを育む

次期総合計画に掲げる文化芸術分野の目指す姿である
「文化芸術に親しみ、創造し継承されている」の実現に向けた指針として、
次期文化芸術振興計画を策定する

計画期間 令和9年度から基本構想10年、基本計画5年

次期計画の構成

- 構造** 計画の簡潔性・策定管理コスト・計画の見直しやすさを考慮し、**基本構想＋基本計画の2層構造**とする。
- 実施計画は、予算公表資料及び個別計画等で示せるよう検討
- 期間** 個別計画との連動性を考慮し、**基本構想10年、基本計画5年**を基本とする。
- 基本構想を**縦継方式**とするかは今後検討



第五次計画

まちづくりの基本方針

まちの将来像

土地利用構想

施策の大綱
(分野ごとの目標)

- | | | | | | | |
|------|-------|----|-------|-------|-------|------|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
| 行政経営 | 保健・福祉 | 環境 | 防災・安全 | 教育・文化 | 産業・経済 | 都市整備 |

分野横断テーマ(総合戦略)

施策の展開
(分野ごとの
取り組むべき政策)

- | | | | | | | |
|------|-------|----|-------|-------|-------|------|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
| 行政経営 | 保健・福祉 | 環境 | 防災・安全 | 教育・文化 | 産業・経済 | 都市整備 |

基本構想(10年間)

基本計画(5年間)

次期計画全体構成イメージ

まちの将来像(基本方針)

10年後に長野市が目指す『未来の姿』

土地利用構想

適正な土地利用を促進するための基本的な方針

行政運営の基本方針

市政運営の基本的な姿勢を示す

施策の大綱

まちの将来像に基づき、
「ひと」「まち」「産業」
それぞれの未来像を示す

「ひと」
未来像

「まち」
未来像

「産業」
未来像

分野横断テーマ

施策の展開 まちの将来像に基づき、13分野の「分野別未来像」を示す

- | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------|------|---------|------|----------|---------|--------|--------|------|--------|-------|-------|
| 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 「子ども・若者」 | 「教育」 | 「福祉」 | 「健康・医療」 | 「環境」 | 「コミュニティ」 | 「防災・安全」 | 「都市整備」 | 「文化芸術」 | 「観光」 | 「スポーツ」 | 「農林業」 | 「商工業」 |

基本構想(10年間)

基本計画(5年間)

次期計画全体構成

計画期間：令和9(2027)年度～令和18(2036)年度



産業	
未来像	創造と挑戦が“産業”を育み、進化し続けるまち
	特色ある風土や歴史・文化・芸術に親しめる充実した環境が身近にあり、産業間の連携から新しいアイデアを形にする土壌が育まれ、“産業”は、先進技術を有効活用し、時代に合わせて形を変えながら、新しい価値やサービスを生み出し、にぎわいを創出する「創造と挑戦が“産業”を育み、進化し続けるまち」を目指します。
方針	

次期総合計画の構成



目指す方向性 → 各個別計画のビジョン・政策・施策を総合計画の体系にできるだけ一致させていく

09

文化芸術に親しみ、創造し継承されている
（文化芸術）

関連するSDGsの取組



分野別指標

指標名	現状値	目標
文化・芸術が盛んで誇らしいまちである	●●%	

みんなができることのヒント💡

市民	・文化ホール等で文化芸術活動に参加する。 ・郷土の文化・歴史を学ぶ。 ・地域の文化・歴史の魅力を発信をする。
企業・団体	・文化芸術活動やイベントへの協力・支援を行う。 ・文化芸術団体は、積極的な活動、活動の周知に努める。 ・文化財や街並みの保護・保存・活用に取り組む。

主な課題（目指す姿の実現に向けて必要なこと）

- ・文化芸術・文化財の認知と活動の場の充実
- ・文化芸術・文化財を支える担い手の確保と育成
- ・観光分野等との連携の推進

政策（目指す姿の実現に向けて進めていくこと）

- (1) 多彩な歴史・文化芸術に対する愛着と誇りの醸成
- (2) 魅力あふれる文化芸術活動の推進
- (3) 文化芸術・文化財を活かした地域経済の振興

関連する個別計画：

・第三次長野市文化芸術振興計画・長野市文化財保存活用地域計画・長野市歴史的風致維持向上計画・長野市景観計画

用語解説

次期総合計画（案） （分野：09 文化芸術）

★目指す姿
案）文化芸術に親しみ、創造し
継承されている

●政策1（案）
魅力あふれる文化芸術活動の推進

●政策2（案）
多彩な歴史・文化芸術に対する
愛着と誇りの醸成

●政策3（案）
文化芸術・文化財を活かした
地域経済の振興

一致させる

次期長野市文化芸術振興計画（案）

★基本理念
案）文化芸術に親しみ、創造し
継承されている

●政策1（案）
魅力あふれる文化芸術活動の推進

●政策2（案）
多彩な歴史・文化芸術に対する
愛着と誇りの醸成

●政策3（案）
文化芸術・文化財を活かした
地域経済の振興

※施策は個別に自由に設定

次期総合計画（案） （分野：09 文化芸術）

総合指標（インパクト）（案）

特色ある風土や歴史・文化・芸術に親しめる
充実した環境が整っていると感じる市民の
割合

※まちの将来像（産業）の視点

分野別指標（アウトカム）（案）

文化・芸術が盛んで誇らしいまちだと思う
市民の割合

※文化芸術分野の目指す姿

参考）第五次長野市総合計画（市民の割合）

- 施策1 ・音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる
環境が整っている
- ・音楽、美術や演劇などを観たり、聴いたり、行っ
たりして楽しんでいる
- 施策2 ・地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている
- ・地域の伝統的な行事に参加している
- 施策3 ・コンサートやスポーツ大会などのイベントの開催に
より、にぎわいが生まれている

次期長野市文化芸術振興計画（案） （仮：「第二次」ベース）

活動指標（アウトプット）

施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援
「市有ホール施設の利用者数」

施策2 文化の継承による魅力ある
地域づくりの推進
「文化財保護活動参加者数」

施策3 コンベンションの誘致推進
「誘致・支援するコンベンションの
参加者数」

1 次期総合計画における政策（案）に係る次期文化芸術振興計画の施策（案）の検討

次期総合計画における「09文化芸術」分野において設定する「政策」については、現在、総合計画審議会において協議中

先行して、次期総合計画の「政策」に紐づく「施策」(案)について検討し、次期総合計画の「政策」が正式決定したところで、「施策」(案)を紐づける

なお、現在の政策（案）から大幅な変更があった場合は、再検討

⇒ 現計画は、2政策に対し、3施策が位置付けられている

2 次期文化芸術振興計画の施策（案）にかかる方策（案）の検討

3施策に係る方策（案）を検討する

⇒ 現計画は、3施策に対し、10方策が位置付けられている

3 次期文化芸術振興計画の指標（案）を設定する

3施策に係る指標（案）を検討する（活動指標をそれぞれ施策ごと設定）

⇒ 現計画における3施策3指標（統計指標）について、それぞれ見直しを検討する

次期長野市文化芸術振興計画策定に向けた 改定内容(案)

第二次

計画の意義

- 文化芸術は、すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現していく上で非常に大切なものである。
- 特に次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさと温もりを育む。
- 第五次総合計画のテーマ実現に向け、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として、第二次長野市文化芸術振興計画を策定



次期

計画の意義

- 文化芸術は、すべての市民が心のゆとりと潤いを実感し、活力ある社会を実現していく上で非常に大切なものである。
- 特に次代を担う子どもの思いやりやいつくしみの心を育むとともに、豊かな感性や人間が持っている本来の優しさと温もりを育む。
- 次期総合計画に掲げる「文化芸術」分野の「目指す姿」の実現に向けた指針として、次期長野市文化芸術振興計画を策定

第二次

国の動向

- (国の動向)
文化芸術振興基本法の施行や劇場法の制定、さらに2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据え「文化芸術立国中期プラン」がまとめられるなど、文化芸術の振興を重要な政策として位置づけ、文化政策を積極的に推進している。



次期

国・県の動向

- (国・県の動向)
- 平成24年、劇場法制定（翌年に指針策定）、平成26年、「文化芸術立国中期プラン」策定
- 平成29年文化芸術振興基本法改正（現：文化芸術基本法）
- 平成30年、国及び県がそれぞれ文化芸術計画を初策定（ともに令和5年に二期開始）
- 平成30年、障害者文化芸術推進法制定
- 令和2年、文化観光推進法制定
- 令和3年、県立美術館リニューアル
- 平成30年及び令和3年、文化財保護法改正
- 令和4年、博物館法改正

第二次

市の条例制定

- ・（市の条例制定）
「文化力」を活用し、市及び市民等が協働・連携して文化振興を力強く取り組むことで、活力あるまちづくりを実現するため平成21年9月に「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」制定



次期

計画の策定経緯

- （計画の策定経緯）
- ・平成21年9月、「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」制定
 - ・平成22年、第一次長野市文化芸術振興計画を策定
 - ・平成28年5月、市芸術館開館
 - ・平成29年、第二次長野市文化芸術振興計画を策定
 - ・令和6年、長野市文化財保存活用地域計画策定
 - ・令和8年5月、市芸術館10周年
↓
 - ・令和9年、次期長野市文化芸術振興計画を策定予定

第二次

次期

文化芸術基本法(平成29年6月改正)及びその他関係法令

長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれる
まちづくり条例(H21年9月施行)(具体的施策)

第五次長野市総合計画
(H29~R8)10年間

次期長野市総合計画
(R9~R18)10年間

(個別計画)

(個別計画)

第二次文化芸術振興計画
(H29~R8)10年間

次期文化芸術振興計画
(R9~R18)10年間

(参考)

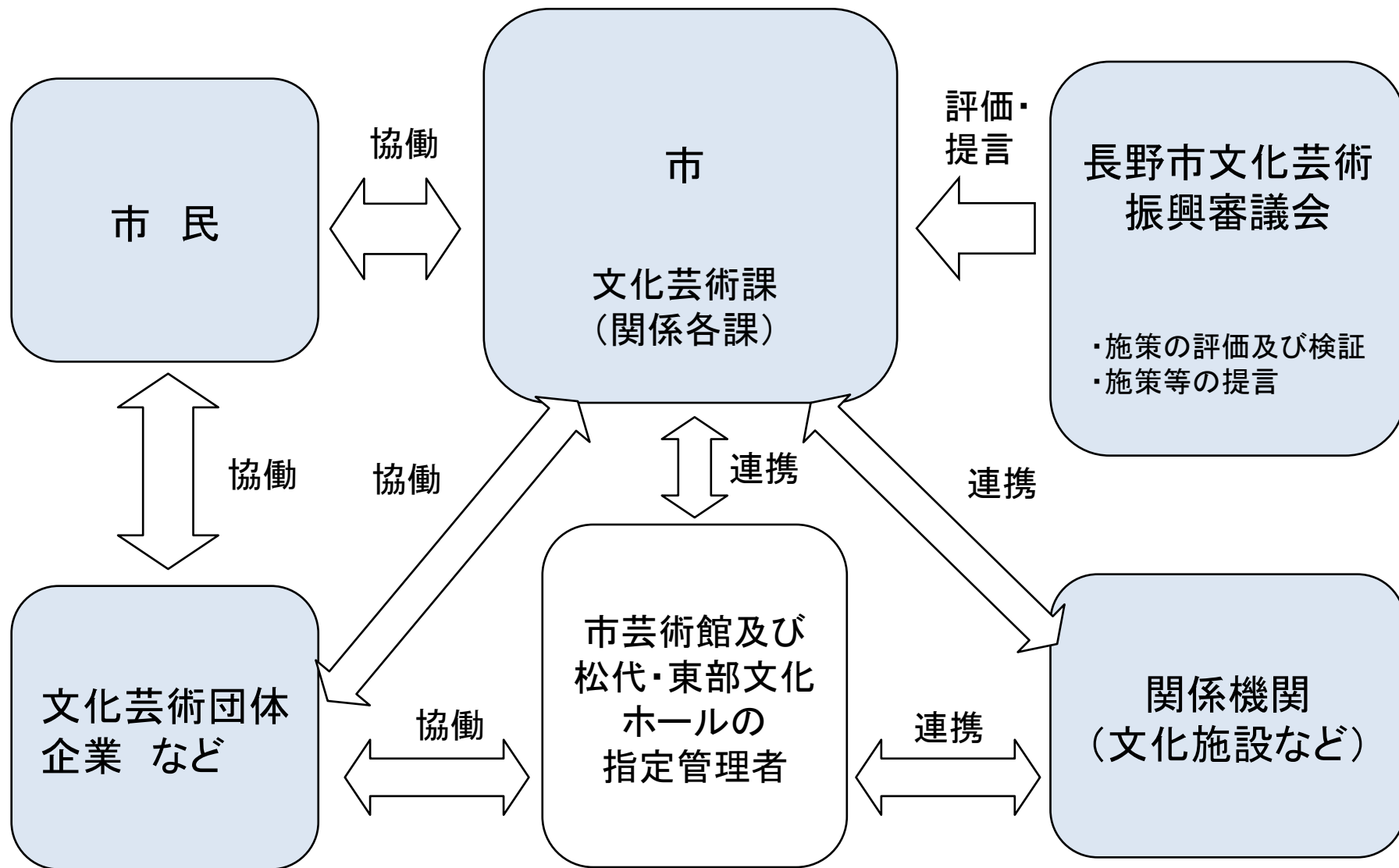
(参考)

長野県文化芸術振興指針
(H21~概ねH30)

第二次長野県
文化芸術振興
計画
(R5~R9)

長野市文化財
保存活用地域
計画
(R6~R13)

次期長野市観
光振興計画
(R9~R14)

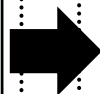


第二次

対象範囲(文化芸術基本法の対象)

- ① 芸術
文学、音楽、美術、写真、演劇、
舞踊 等)
- ② メディア芸術
映画、漫画、アニメーション 等
- ③ 伝統芸能
雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊 等
- ④ 芸能
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、
歌唱 等
- ⑤ 生活文化等
茶道、華道、書道、食文化、国民
娯楽、出版物 等
- ⑥ 文化財等
有形及び無形の文化財 等
- ⑦ 地域における文化芸術
伝統芸能、民俗芸能 等

※ただし、上記以外にも配慮する



次期

対象範囲(文化芸術基本法の対象)

左記を継続
その他、本市独自の特記する
項目があれば、追加検討

※例

- ・ながの祇園祭
(該当⑤)
- ・ながの獅子舞フェスティバル
(該当③)
- ・伝統芸能こどもフェスティバル
(該当③)

第二次

平成27年及び平成18年の
アンケート結果及び分析

長野市まちづくりアンケート結果
(文化芸術)

○結果概要(前回結果比較等)

○分析結果



次期

令和7年のアンケート結果

長野市まちづくりアンケート結果
(文化芸術)

○結果概要 「別添1」のとおり

第二次文化芸術振興計画の指標結果

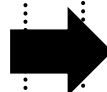
施策1から施策3それぞれの
「アンケート指標」及び「統計指標」
(令和7年度までの達成度)

○結果概要 「別添2」のとおり

第二次

長野市の課題

都市部と中山間地域のそれぞれの地域には、多様な伝統文化が息づいており、それらを地域固有の財産として継承し、発展させると共に、一体となって新しい文化を創造していくことが求められている。また、人口30万人を超える県北部の中核市として、近隣市町村と連携をしながら、人口減少、少子・高齢化を克服し、魅力ある都市として継続的な発展を目指していくことが重要な課題となっている。



次期

長野市の課題

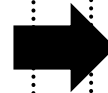
(案)

- 1 文化芸術・文化財の認知と活動の場の充実
- 2 文化芸術・文化財を支える担い手の確保と育成
- 3 他分野（観光分野等）との連携の推進

第二次

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

- ・インターネットなどの高度情報化に伴い、文化芸術に親しむ市民の価値観やライフスタイルが多様化している。また、文化芸術への参加を通じた形成されてきた人間関係が希薄化している。
- ・人口減少、少子・高齢化社会の進展などにより、伝統芸能の担い手不足が生じている



次期

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

左記に加え、以下の視点を追加

- ・持続可能な開発目標（SDGs）への取組が求められている
- ・国が進める部活動の地域展開に伴い、地域や学校で文化系クラブ活動を支える体制整備の必要性が生じている
- ・文化芸術基本法の改正を始めとする関連法令の施行等により、文化芸術振興に求められる範囲や役割が拡大している
（例：文化芸術と観光、教育、福祉等の他産業との連携 等）

第二次

基本理念

文化芸術に親しみ、
創造し継承され、
優しさと温もりがあふれるまち

※現計画の独自の理念(第五次総合計画
の政策実現に向けた理念)

基本政策

政策 1

魅力あふれる文化の創造と継承

政策 2

魅力を活かした観光の振興

※第五次総合計画の分野別政策と一致

次期

文化芸術に親しみ、創造し
継承されている

※次期総合計画の「分野別の目指す姿」
※総合計画審議会の中で決定

政策 1 (案)

魅力あふれる文化芸術活動の推進

政策 2 (案)

多彩な歴史・文化芸術に対する愛着と誇り
の醸成

政策 3 (案)

文化芸術・文化財を活かした地域経済
の振興

※次期総合計画の分野別政策と一致
※総合計画審議会の中で決定

第二次

各政策に該当する施策を紐づけ

次期
(仮:「第二次」ベース)

施策

政策 1

魅力あふれる文化の創造と継承

施策 1

多彩な文化芸術の創造と活動支援

施策 2

文化の継承による魅力ある
地域づくりの推進

政策 2

魅力を活かした観光の振興

施策 3

コンベンションの誘致推進

政策 1 (案)

魅力あふれる文化芸術活動の推進

施策 1 (案)

多彩な文化芸術の創造と活動支援

政策 2 (案)

多彩な歴史・文化芸術に対する愛着と
誇りの醸成

施策 2 (案)

文化の継承による魅力ある
地域づくりの推進

政策 3 (案)

文化芸術・文化財を活かした地域経済
の振興

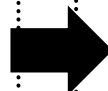
施策 3 (案) コンベンションの誘致推進

第二次

各施策に紐づく方策等を列挙

次期
(仮:「第二次」ベース)

方策 及び 取り組み



「別添3」体系(案)
参照(A3シート)

関係課に変更等
について照会中

改定のポイント

進捗状況の点検・評価による修正を行うとともに、
社会情勢の変化による事業の追加や修正及び住民ニーズの変化に対応させる。
⇒ 各方策における取り組み(事業)に、以下内容を反映する。

- ◆長野市芸術館が平成28年5月開館から令和8年で10周年を迎えるに当たって、これまでの実績や、第三期指定管理指針を踏まえた役割など
- ◆階遊美術館や訪問講演等、新たな取り組み内容
- ◆部活動の地域展開に伴い、地域や学校で文化系クラブ活動を支える体制整備
- ◆観光文化部の創設に伴い、文化芸術と、文化財や観光資源との連携強化
- ◆取り組み(事業)内容が具体的にイメージしやすいような活動写真等の挿入

第二次

活動指標（アウトプット）

- 施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援
「市有ホール施設の利用者数」
現状値(R2)149,000人
⇒ 目標(R8)458,000人
- 施策2 文化の継承による魅力ある地域づくり
の推進
「文化財保護活動参加者数」
現状値(R2)5,255人
⇒ 目標(R8)6,400人
- 施策3 コンベンションの誘致推進
「誘致・支援するコンベンションの
参加者数」
現状値:10,220人
⇒ 目標:120,000人

次期

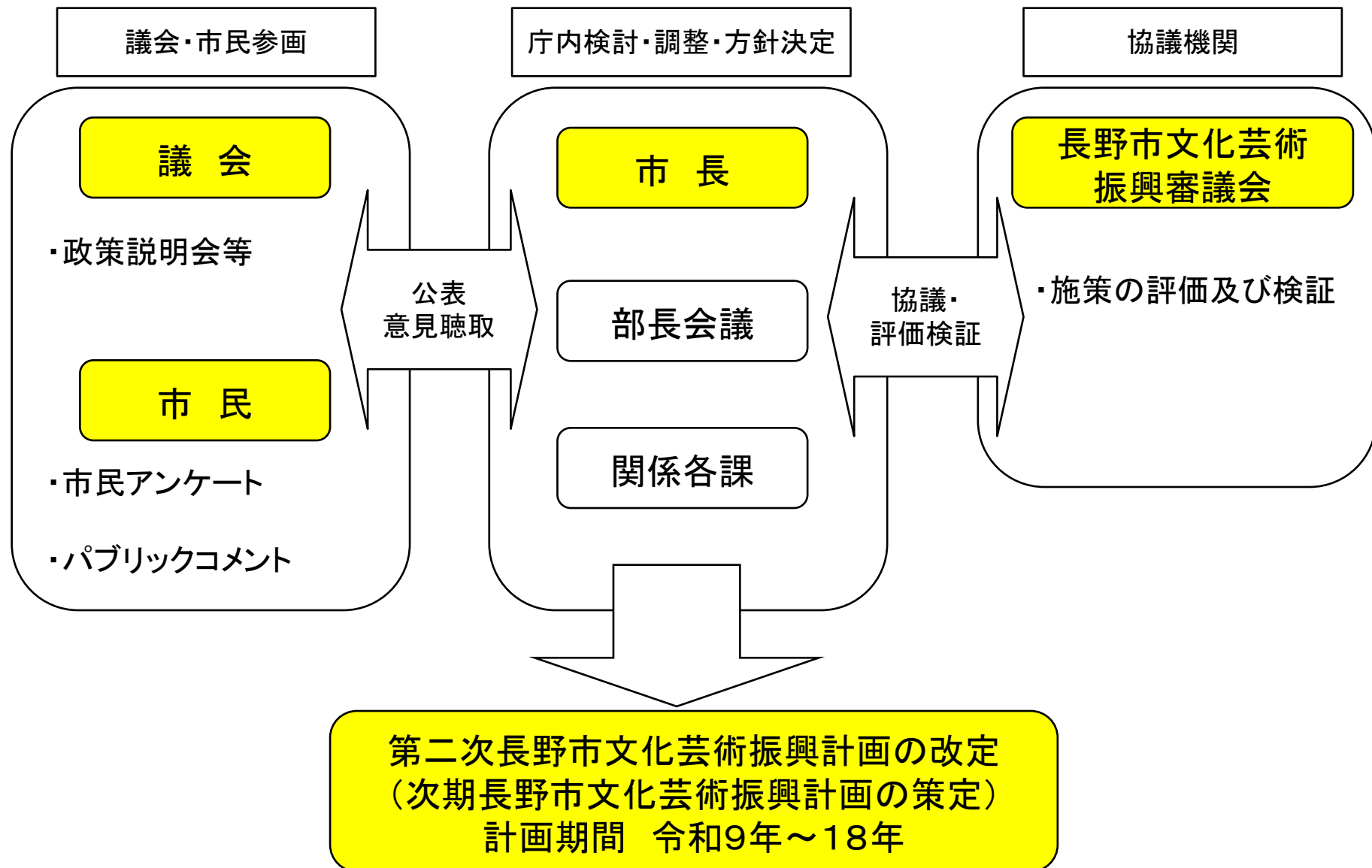
活動指標（アウトプット）

- 施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援
（仮）「市有ホール施設の利用者数」
現状値(R7)〇〇〇人
⇒ 目標(R18)〇〇〇人

（他市例）

- ・文化芸術体験プロジェクトの子ども体験人数
- ・アーティストバンクのマッチング件数
- ・パブリックアート作品数
- ・芸術・文化事業の鑑賞者数、参加者数
- ・市または指定管理者が主催した文芸催事数
- ・学校派遣事業の芸術鑑賞実施件数
- ・芸術祭の参加者数

- 施策2 文化の継承による魅力ある地域づくり
の推進（検討中）
- 施策3 コンベンションの誘致推進（検討中）



年月	審議会	その他
R8. 7	上旬：第1回審議会 (改定概要、市民アンケート調査 結果、骨子案)	
8		
9	下旬：第2回審議会 (素々案)	
10	下旬：第3回審議会 (素案)	
11		計画(案) (庁内会議、議会説明)
12		パブリックコメントの実施
R9. 1	下旬：第4回審議会 計画(案)の修正	
2		計画決定 (庁内会議、議会説明)
3		計画公表
4		計画開始